



衣替えの時季を迎え、道行く人々の装いにも夏らしさを感じられるころになりました。暑い季節を迎える前に、屋外でのマスク着用ルールが大きな転換期を迎えています。屋外であれば人混みや会話がある場面等を除きマスクを外しても良いことになりましたが、まだまだ不安な気持ちもありなかなか外せない人も多いのではないのでしょうか。熱中症にも気を付けながら暑い季節を乗り越えていきましょう。

～補助金による購入資産の圧縮記帳～

新型コロナウイルス感染症拡大の影響により、自治体からの助成金や、国からの補助金等の新設や種類の拡充がされ、初めてこのような助成金・補助金の申請をされた事業者の方も多いでしょう。

助成金・補助金は会計上「**雑収入**」に計上され、決算時**利益が生じた場合、税金が発生**します。

しかし、「補助金」に該当するもので、一定の条件を満たした場合、**圧縮記帳**という処理を行うことで、税負担を抑えることができるケースがございます。今回は、圧縮記帳の条件、メリット・デメリットを見ていきます。

まず、助成金と補助金は、現金が支給されるという点で似たようなイメージがございますが、申請目的の面で区別されており、申請承認までの流れにも違いがあります。

助成金…目的：雇用関係・開発関係 申請承認…ほぼ 100%

補助金…目的：新事業、新規サービスの導入 申請承認…審査有り・場合によっては事後報告義務有り

さらに、**補助金のうち、交付の目的と実際の用途の両方が“固定資産の取得・改良”の場合**に、法人税法上、国庫補助金等の**圧縮記帳の適用を受けることができます。**

この適用を受けることにより、補助金分を「**固定資産圧縮損**」として、**購入期の費用に計上**することが出来ます。

★メリット…購入期の利益計算時の費用計上額が増額する

例) 国からの補助金が 500 万円給付され、1000 万円の附属設備を購入した場合 (償却率 10%)

<圧縮記帳無し>

【給付時】(現金)	500 万円	(雑収入)	500 万円	}	収益計上額 500 万円
【購入時】(附属設備)	1,000 万円	(現金)	1,000 万円		
【決算時】(減価償却費)	100 万円	(附属設備)	100 万円		費用計上額 100 万円

<圧縮記帳有り>

【給付時】(現金)	500 万円	(雑収入)	500 万円	}	収益計上額 500 万円
【購入時】(附属設備)	1,000 万円	(現金)	1,000 万円		
	(固定資産圧縮損) 500 万円	(附属設備)	500 万円		費用計上額 550 万円
【決算時】(減価償却費)	50 万円	(附属設備)	50 万円		

★デメリット…翌期以降は圧縮記帳額分だけ課税が重くなる

固定資産の取得に使った対価を全て費用化するという流れはどちらも変わらないため、圧縮記帳により前倒して費用計上した分、**翌期以降の費用計上額は少なくなり、税負担が重くなります。**

下記は、上の例を参考にした場合となります。

<圧縮記帳無し>

【購入期 (第 1 期)】…費用額 100 万円 【その後 (第 2 期～第 10 期)】…費用額 100 万円 (毎期)

<圧縮記帳有り>

【購入期 (第 1 期)】…費用額 550 万円 【その後 (第 2 期～第 10 期)】…費用額 50 万円 (毎期)

<改正年金法による、老齢年金の繰り下げ受給とリスク>

4月に施行された年金制度改正法によって、老齢基礎年金・老齢厚生年金の繰り下げ受給期間が延長されました。

繰り下げ受給とは、本来年金を貰える年齢である 65歳になっても、あえて受給を開始しない（繰り下げる）ことで、将来の年金受給額を増額させる手続きを言います。

改正前の繰り下げ受給期間は70歳までが限度でしたが、今回の改正により 75歳まで繰り下げることが可能となります。

受給開始を繰り下げること、将来受け取る年金額が1か月あたり0.7%上乗せされるため、最大で84% (0.7%×120カ月)の上乗せが可能です。

原則の65歳よりも年金が多くもらえる目安は、70歳開始であれば81歳、75歳開始であれば86歳となります。

ですが、上記の目安を基準にしますと、将来損をしてしまう可能性があります。年金の貰える金額が多くなることにより、住民税や所得税等の税負担も大きくなるためです。

中でも所得税に関しましては、累進課税となっていて、所得に応じて5%～45%と段階的に税率が上がります。所得税の計算上、年金の所得が給与所得や事業所得と通算されて計算されますので、思わぬ税負担につながる可能性があります。

得になる歳まで長生きができるか、年金以外の所得はないか、この2点を加味し、損がない年金受給を行いましょ。



<事業復活支援金（延長・差額給付）>

5月31日までの申請期限が、6月17日までに延長されました（ID登録自体の締切は5月31日までとなっています）。

また、差額給付の申請も開始しています。こちらは、減少率30%以上50%未満の売上月を対象に申請をした後に、減少率50%以上の売上月があった事が発覚した際に申請が可能です。ただし、申請の対象月が初回申請の申請日を含む月以降でなければなりません。

【ケース1】2月に減少率30%以上50%未満として申請後、3月の売上を集計した際に減少率が50%以上であった⇒差額給付の対象となります。

【ケース2】2月に減少率30%以上50%未満として申請後、1月の売上を再確認した際に減少率が50%以上であった⇒差額給付の対象とはなりません。

こちらは6月1日～30日まで申請が可能ですので、該当する可能性のある場合はご検討ください。

詳細は下記URLとなります。

https://jigyuu-fukkatsu.go.jp/assets/files/f_yoryo_sagakukyufu.pdf

今月のあなたの運勢

✦血液型編✦

A型	B型	O型	AB型
自分自身と向き合い問題を解決していきましょう。散歩や瞑想をしたり、一人の時間を作ってリフレッシュが良いでしょう☺	忍耐の時期です。行動をするときはいったん立ち止まり熟慮してからにしましょう。冷静に対処することが吉👉	やる気がみなぎり、どんな障害も乗り越えられそう。公私や自分と他人なとのバランスを取りながら実行しましょう☺	やりたかったことや準備が整ったことをスタートできるとき。深呼吸して前に進んでいくと良い結果になるでしょう♪



優経税理士法人

～（経済産業省認定）経営革新等支援機関です。～

〒162-0825 東京都新宿区神楽坂 6-48TOMOS 神楽坂 4階

TEL03-5206-7457 FAX03-5206-7458

✉ukz@uk-g.co.jp 🌐http://www.uk-g.co.jp



いつでもお気軽にお問い合わせください。スタッフ一同、心よりお待ちしております。